

# 営業時間短縮協力を

## 受付期間内に申請できなかった皆様へ

香川県が行った営業時間短縮の協力要請（令和3年4月7日～20日、4月28日～5月11日及び5月12日～31日）にご協力いただいたにもかかわらず、第1次、第2次及び第3次の香川県営業時間短縮協力の受付期間内に申請ができなかった飲食事業者の皆様のために、再度の申請受付を行います。

あわせて、令和3年6月1日～14日の営業時間短縮の協力要請にご協力いただいた飲食事業者の皆様に対する第4次香川県営業時間短縮協力の受付期間を延長します。

※ 第4次香川県営業時間短縮協力の再度の申請受付は行いませんので、必ず受付期間中に申請をお願いします。

### 1 再度（第4次は延長後）の受付期間

第1次～第3次：令和3年8月2日（月）から8月31日（火）まで（当日消印有効）

第4次：8月31日（火）までに延長（当日消印有効）

### 2 申請書の提出先

〒760-0017

高松市番町1丁目2番26号 トキワ番町ビル4階

香川県営業時間短縮協力金（再受付）事務局 宛

（第4次については、「香川県営業時間短縮協力金（第4次）事務局」宛）

### 3 申請書類の入手方法

香川県のホームページからダウンロードしてください。

すでに申請受付要項をお持ちの方は、その要項に添付されている申請書類をご利用ください。

香川県のホームページからダウンロードできない方は、下記コールセンターまでご連絡ください。

### 4 お問い合わせ先

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

香川県営業時間短縮協力金（再受付）コールセンター ☎087-825-5535

開設期間：令和3年8月2日（月）～8月31日（火）9時～17時30分（平日のみ）

#### <注意事項>

このお知らせは、すでに当初の受付期間内に営業時間短縮協力を申請された皆様を対象とするものではありません。